

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 総務部
- (2) 監査実施期間 平成 27 年 12 月 21 日～平成 28 年 2 月 4 日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 平成 27 年度、平成 27 年 4 月 1 日から 平成 27 年 12 月 31 日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の平成 27 年度における監査実施日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【庶務課】

(歳入)

監査項目 庁舎駐車場使用料

- 着 眼 点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
 - ③調定の時期及び手続きは適正か。

【人事課】

(歳出)

監査項目 職員研修業務委託料

- 着 眼 点
- ①委託の内容は適切か。また、委託相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託料の支出は適正に行われているか。

【契約検査課】

(歳出)

監査項目 コリンズ・テクリス Web 版検索システム利用料

- 着 眼 点
- ①利用料の内容は適切か。また、利用料の支出は適正に行われているか。
 - ②相手方及び選定方法は適切か。

【市民課】

(歳入)

監査項目 (国委託金) 協力・連携に係る経費

- 着眼点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定額の算定は適正か。
 - ③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 (庁用器具費) IC チップ破壊打抜機購入費

- 着眼点
- ①物品の購入は計画的か、効率的に行なわれているか。
 - ②支出は契約書の内容に基づき適正に行なわれているか。

【危機管理課】

(歳入)

監査項目 (府補助金) 災害時避難用資機材の配備に関する事業補助金

- 着眼点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定額の算定は適正か。
 - ③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 防災行政無線局保守管理業務委託料

- 着眼点
- ①委託の内容は適切か。また、委託相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託契約の手続き等について、適正に行なわれているか。
 - ③委託内容の履行確認は適正に行なわれているか。

【生活環境課】

(歳入)

監査項目 し尿処理手数料

- 着眼点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定額の算定は適正か。
 - ③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 し尿収集運搬手数料収納事務委託料

- 着眼点
- ①委託の内容は適切か。また、委託相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
 - ③委託料の支出は適正に行われているか。

【人権推進課】

(歳入)

監査項目 (府委託金) 人権啓発活動地方委託金

- 着眼点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
 - ③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 人権啓発・人材養成事業に関する市町村分担金

- 着眼点
- ①分担金の算出は合理的な基準により行われているか。
 - ②分担金の支出は適正に行なわれているか。

(2) 各課の監査結果

【庶務課】

(歳入)

監査項目 庁舎駐車場使用料

予算額	調定額	収入済額 (12 月末現在)
3,693,000 円	2,876,300 円	2,876,300 円

- 着眼点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
 - ③調定の時期及び手続きは適正か。

高石市庁舎自動車駐車場は平成 27 年 4 月 1 日より有料化となっている。使用料については、高石市庁舎自動車駐車場条例第 4 条により、5 時間以内 1 時間までごとに 100 円、5 時間を超え 12 時間以内は 500 円、12 時間を超え 24 時間以内 800 円と定められており、高石市の休日を定める条例に規定する市の休日以外の日の午前 8 時から午後 5 時 30 分までに入場し、1 時間以内に出場した場合の使用料は、無料とすると定められている。また、同条例第 7 条により、市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができるようになっており、同条例施行規則第 5 条で使用料の減免方法等が定められている。

使用料の管理については、庁舎自動車駐車場管制システムの保守点検、運営管理、徴収業務、報告業務等の保守管理業務をアマノマネジメントサービス株式会社大阪支店に委託しており、月間の使用料を回収し、翌月に使用料等の報告後、入金されている。調定期間については、使用料の報告により、金額確定後調定している。4 月から 11 月までの使用料、調定日、入金日は以下のとおりである。なお、決裁行為書、関係書類等を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

月 分	金 額	調定日	入金日
4月分	272,000 円	5 月 18 日	5 月 19 日
5月分	310,600 円	6 月 15 日	6 月 17 日
6月分	428,200 円	7 月 15 日	7 月 15 日
7月分	378,100 円	8 月 18 日	8 月 18 日
8月分	411,200 円	9 月 9 日	9 月 10 日
9月分	359,000 円	10 月 8 日	10 月 9 日
10月分	299,800 円	11 月 9 日	11 月 10 日
11月分	417,400 円	12 月 9 日	12 月 11 日
合 計	2,876,300 円		

《参考》高石市庁舎自動車駐車場条例施行規則第 5 条 （使用料の減免方法等）

- (1) 市の事務又は事業に係る用務のために市役所に来庁した使用者については、1 日の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの時間数により換算する額を減額する。ただし、使用者は、駐車場から出場する前に、あらかじめ用務を行った窓口で駐車券の確認を受け、市長が指定する場所で駐車券の処理を受けた上、速やかに駐車場から自動車を出場させなければならない。
- (2) 次に掲げる者が運転し、又は同乗する自動車については、使用料を免除する。ただし、使用者は当該各号に定める手帳を自動車を出場させる際に出口精算機に提示しなければならない。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 療育手帳(児童相談所又は知的障害者更生相談所により知的障害と判断された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 市長が、あらかじめ期間を定めて駐車場を開放するときは、その間に自動車を出場させる使用者の使用料を免除する。
- (4) 市長が、緊急時に駐車場出口を開放し、使用者に自動車を出場させるよう指示するときは、その間に自動車を出場させる使用者の使用料を免除する。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

【人事課】

(歳出)

監査項目 職員研修業務委託料

予算現額	支出済額 (12 月末現在)
1,756,000 円	1,328,424 円

- 着眼点 ①委託の内容は適切か。また、委託相手方及び選定方法は適切か。
 ②委託料の支出は適正に行われているか。

職員研修については、本市の職員研修計画に基づき、研修を実施している。平成 27 年 12 月末までに委託契約を結び実施した研修は下記の表のとおりである。業者選定については、研修目的を達成するためその分野で精通し、これまでも本市を含め他市においても研修実績があるため、それぞれ見積要項に基づき見積徴取の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約している。また、契約保証金は高石市契約規則第 46 条第 6 号の規定により免除している。

これらの業務委託について、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、その手続き、経費の支出は適正に処理されていた。

研修名 対象者	目的	契約業者名	契約金額 契約日	研修実施日 支払日
新規採用職員研修 新規採用職員	新規採用職員の接遇 能力の向上	一般社団法人 日本経営協会	180,036 円 平成 27 年 4 月 7 日	平成 27 年 4 月 14 日 平成 27 年 5 月 13 日
人材育成型 人事評価研修 管理職員	人事評価制度を実施 する上で、必要な知 識を習得する	一般社団法人 日本経営協会	180,036 円 平成 27 年 4 月 7 日	平成 27 年 4 月 13 日 平成 27 年 5 月 13 日
法律研修 平成 25～27 年度 採用職員	政策法務の必要な知 識を習得する	一般社団法人 日本経営協会	180,036 円 平成 27 年 5 月 20 日	平成 27 年 5 月 29 日 平成 27 年 6 月 23 日
人事評価研修 正職員及び 再任用職員	人事評価制度の試行 実施に伴い、本制度 の理解を深める	一般社団法人 日本経営協会	498,960 円 平成 27 年 6 月 29 日	平成 27 年 7 月 15 日、 16 日、17 日 平成 27 年 8 月 21 日
部下指導(OJT) 研修 係長級以上の 職員	職場での部下指導の ポイントを習得する	株式会社 オフィスあん	109,320 円 平成 27 年 7 月 27 日	平成 27 年 8 月 10 日 平成 27 年 8 月 21 日

人事評価面談 研修	人事評価に係る面談 を実施する上で、必 要な知識を習得する	一般社団法人 日本経営協会	180,036 円	平成 27 年 12 月 15 日
管理職員			平成 27 年 10 月 30 日	平成 28 年 1 月 13 日

【契約検査課】

(歳出)

監査項目 コリنز・テクリスWeb版検索システム利用料

予算額	支出済額 (12 月末現在)
22,000 円	21,600 円

着眼点 ①利用料の内容は適切か。また、利用料の支出は適正に行われているか。
②相手方及び選定方法は適切か。

発注機関にとって、競争入札に参加する業者がその工事や業務を実施できる能力を持っているかどうかを評価することは非常に重要なことであり、企業・技術者の実績を客観的かつ公平に評価することは、公平な競争環境の確保・公共工事の品質確保の観点からも不可欠なものとなっている。

当システムは、「コリنز」が工事实績情報サービス、「テクリス」が測量調査設計実績情報サービスを表し、国、独立行政法人等、都道府県、政令市、市区町村等の公共機関や、鉄道、電気、ガス等の公益民間企業が発注した公共工事やその業務の内容を、その工事を受注した企業が、一般財団法人 日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）に登録し、その登録された工事及び業務内容を JACIC がデータベース化して、発注機関および受注企業に対して情報提供を行うものであり、国、都道府県及び政令市においては全て当システムを利用しており、その他市町村においても 900 を超える機関（平成 27 年 9 月末現在）が利用している。入札参加資格として、当システムに登録していることを条件にしている発注機関も多く、本市においても発注する請負金額 500 万円以上の工事、または契約金額 100 万円以上の業務の受注者に対し、設計図書（仕様書、図面、現場説明書等）により当システムへの登録を義務づけている。

このデータベースの運用には、きわめて中立性の高い運用が不可欠となるが、当システムの整備・運営を行っている JACIC は、国土交通省所管の財団法人（公益法人制度改革に伴い一般財団法人へ移行）であり、当システムをはじめ、電子入札システム関連事業、公共調達に関する情報システムの開発や情報サービスを行っている団体であるので、契約相手方として適切である。

システム利用について、平成 20 年度より毎年度契約しており、引き続き平成 27 年度においても同様に契約したものであり、利用契約内容等は以下のとおりである。

利用契約日 平成 27 年 4 月 1 日
 契約業者名 一般財団法人 日本建設情報総合センター（J A C I C）
 利用金額 21,600 円
 利用期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

契約金額の請求及び支払いについては、コリンズ・テクリスWeb版検索提供利用契約約款第 10 条の規定により、契約期間満了後に請求があり、請求書を受理した日から 30 日以内に該当金額を支払うことになっている。

決裁行為書、契約書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

【市民課】

(歳入)

監査項目 (国委託金) 協力・連携に係る経費

予算額	調定額	収入済額 (12 月末現在)
1,597,000 円	1,276,000 円	1,276,000 円

着眼点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
 ②調定額の算定は適正か。
 ③調定の時期及び手続きは適正か。

基礎年金及び福祉年金等の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。法定受託事務に必要な費用は、国民年金法第 86 条の規定に基づき国が交付することとされている。

国と市町村の協力・連携のもとに実施される法定受託事務に付随する納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談などに係る経費は、協力・連携に係る経費として、国民年金等事務費交付金等交付要綱に定められ、その交付手続きについては、①協力・連携計画書の作成 (5 月)、②概算交付申請 (6 月)、③協力・連携計画額の 5 割を概算額として交付決定 (6 月)、④3 回に分けて交付、第 1 四半期 (40%)、第 2 四半期 (30%)、第 3 四半期 (30%)、⑤精算交付申請 (3 月)、⑥精算交付となっている。

交付申請手続き等及び歳入手続きは以下のとおりであり、決裁行為書及び関係書類等を監査した結果は、いずれも適正に処理されていた。

協力・連携計画書提出日 平成 27 年 5 月 11 日
 概算交付申請日 平成 27 年 6 月 10 日
 概算交付決定日 平成 27 年 6 月 23 日
 調定日 平成 27 年 6 月 23 日

	概算交付決定額	第1四半期	第2四半期	第3四半期
協力・連携に係る経費	1,276,000円	510,000円	382,000円	384,000円
収納日		H27.6.30	H27.9.30	H27.12.17

(歳出)

監査項目 (庁用器具費) ICチップ破壊打抜機購入費

予算現額	支出済額 (12月末現在)
257,000円	149,500円

- 着眼点
- ①物品の購入は計画的か、効率的に行なわれているか。
 - ②支出は契約書の内容に基づき適正に行なわれているか。

平成27年10月1日より旅券の発給事務の一部が大阪府から本市に事務移譲され、パスポートの申請、受取りが市民課窓口でできるようになった。

ICチップ破壊打抜機(手動VOID機 208-605SPⅡ)は、窓口対応事務において、返納された旧旅券の失効処理(ICチップを完全に使用不能にする)を行うためのもので、実際に各パスポートセンター、市町村窓口で使用されているものである。

購入については、契約検査課において3社より見積を徴取し、低廉価格の業者と契約しており、契約内容については下記のとおりである。

契約業者名	フタバヤ事務機
発注起案日	平成27年5月29日
契約検査課発注日	平成27年6月16日
契約金額	149,500円
納品日	平成27年6月30日
支出命令日	平成27年7月2日
支払日	平成27年7月13日

この購入について、物品購入契約伺書、支出命令書等を基に監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

【危機管理課】

(歳入)

監査項目 (府補助金) 災害時避難用資機材の配備に関する事業補助金

予算額	調定額	収入済額 (12月末現在)
480,000円	164,700円	0円

- 着 眼 点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定額の算定は適正か。
 - ③調定の時期及び手続きは適正か。

本補助金は、大阪府が交付する補助金で、南海トラフ巨大地震等に伴う津波から避難行動要支援者等の避難を円滑にすすめるため、市町が行う自主防災組織における災害時避難用資機材の配備に関する事業補助金である。

交付対象団体は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、大阪府知事が設定した津波浸水想定において浸水区域を管内に含む市町のうち、本市をはじめ、大阪市、堺市、豊中市、泉大津市、忠岡町など10市3町で、交付対象事業は、車いすけん引装置、リヤカー、タンカ、ヘルメット、その他災害時に避難行動要支援者等を救助するための避難用資機材に資すると知事が認めるものを市町が購入し、自主防災組織に貸与する事業となっている。また、補助対象経費は、自主防災組織に貸与する資機材の購入に係る経費で、補助金額は、補助対象経費の2分の1となっており、補助金額の上限は、自主防災組織1団体あたり2万円となっている。

本市においては、災害時避難用資機材としてリヤカー（アルミ製・折りたたみ式・ノーパンクタイヤ仕様）7台及びヘルメット（樹脂製）96個を購入し、あらかじめ希望のあった13の自主防災組織に必要な応じて配備している。

購入金額は、リヤカーが228,312円（税抜き単価30,200円×7台 消費税16,912円）、ヘルメットが101,088円（税込み単価1,053円×96個）で、合計329,400円であり、その2分の1の金額164,700円が補助金として交付されるものである。

補助金の交付申請手続等については、当初、対象資機材について420,120円を見積もり、その2分の1の額210,060円で交付申請を行い、交付決定も受けていたが、入札時における落札減のため、164,700円に変更交付申請を行ったものであり、交付申請日等は以下のとおりである。

交付申請書等関係書類を監査した結果、大阪府補助金交付規則及び大阪府災害時避難用資機材の配備に関する事業補助金交付要綱に基づき、適正に処理されていた。また、調定額の算定、調定の時期及び手続き等についても関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

交 付 申 請 日	平成27年9月28日
交 付 決 定 日	平成27年10月9日
変 更 交 付 申 請 日	平成27年11月26日
変 更 交 付 決 定 日	平成27年12月3日
交 付 確 定 日	平成27年12月16日
調 定 日	平成27年12月16日

(歳出)

監査項目 防災行政無線局保守管理業務委託料

予算現額	支出済額 (12 月末現在)
1, 102, 000 円	0 円

- 着眼点
- ①委託の内容は適切か。また、委託相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託契約の手続き等について、適正に行なわれているか。
 - ③委託内容の履行確認は適正に行なわれているか。

防災行政無線とは、地震、台風、津波などの災害等非常時における重要通信の確保を目的とするもので、災害情報の収集のほか防災関係機関への連絡や、住民への防災情報の伝達などを行うための無線通信システムであり、無線局とはその設備のことである。

市町村が整備する防災行政無線は、固定系（同報系）と移動系で構成される。固定系（同報系）とは、屋外に設置したスピーカー等で住民へ一斉に通報を行う通信システムであり、災害時の住民への情報伝達手段として非常に重要なものである。移動系とは、災害現場からの情報を収集するため、携帯したり車に搭載したりして利用する通信システムであり、これら二つの通信システムは、市町村の庁舎に独自に制御装置をそれぞれ整備することが必要である。

本市においては、固定系、移動系ともに市庁舎に基地局（親局）が設置され、市内各小中学校や公民館、公園等 43 箇所に固定系の子局が設置されている。なお、固定系の基地局には全国瞬時警報システム（J-ALERT）も含まれている。

これらの設備については、万一の事態に備えて常に良好な機能を維持しておかねばならず、その保守管理が重要である。保守管理委託契約にあたっては、設置された製品のメーカーの関連会社で、機器の内容を細部にわたり熟知し、そのメンテナンスを一手に請け負っている業者でなければ急な故障等不具合に迅速に対処できないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を行っている。契約金額は、これまでの実績等を踏まえたもので、主な委託内容は、保守点検をはじめとする保守管理作業のほか、官公庁への届出や障害が発生した際の修理などである。保守点検は定期点検として年 1 回、複数の作業員により数日にわたって行われ、定期点検や障害修理が実施された後には報告書が提出され、履行確認を行うこととなっている。なお、今年度の定期点検は、平成 27 年 7 月 27 日から 7 月 30 日にかけて実施されている。

契約業者等については、以下のとおりであり、契約書、支出負担行為等の決裁行為書のほか定期点検報告書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契約業者名	株式会社日立国際八木ソリューションズ関西支店
契約年月日	平成 27 年 4 月 1 日
契約履行期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
契約保証金	高石市契約規則第 46 条第 3 号により免除

契 約 金 額 1,101,600 円
支 払 い 本委託業務完了後

【生活環境課】

(歳入)

監査項目 し尿処理手数料

予算額	調定額	収入済額 (12 月末現在)
4,936,000 円	3,038,680 円	3,038,680 円

着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
②調定額の算定は適正か。
③調定の時期及び手続きは適正か。

本市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項及び同施行令第 4 条の規定により、し尿収集運搬業務を、また地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び高石市会計規則第 26 条の規定に基づき、し尿収集運搬手数料の収納事務をそれぞれ同一の業者と委託契約しており、し尿収集運搬業務及び同手数料収納事務を同一業者にて行うことにより、市民の利便性並びに諸経費の節減につなげている。同業者により収納された手数料は、手数料収納事務委託契約第 3 条の規定により、本市の公金として納入されている。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 6 項に、「一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集にかかる手数料を徴収しないようにすること」と規定されており、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び高石市会計規則第 26 条第 2 項の規定に基づき、収納事務委託の告示を行い、同会計規則第 26 条第 5 項の規定に基づき、収納事務委託証明書を収納事務受託者に交付している。

し尿収集手数料については、上記委託契約業者により、し尿収集運搬手数料収納事務受託者がし尿の収集を実施し、手数料収納事務受託者がし尿収集家庭からし尿収集運搬手数料を収納し、その手数料を市の指定金融機関へ払込みを行っている。なお、し尿収集手数料については、高石市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに環境美化推進に関する条例第 22 条により一般廃棄物収集運搬手数料が下記のとおり定められている。

- ・普通便槽については、1 人 1 月につき 220 円
- ・特殊便槽については

無臭便槽	1 人 1 月につき 220 円及び 1 便槽(世帯)につき 200 円
簡易水洗便槽	1 人 1 月につき 220 円に 180 円を加算した額

また、月末の世帯数及び人員数(便槽別)は表 1 のとおりであり、同条例による毎月の手数料収入の調定期間・収入金額等は、表 2 のとおりである。

表 1

	世帯数 (単位：世帯)				人員数 (単位：人)			
	普通便槽	特殊便槽		合計	普通便槽	特殊便槽		合計
		無臭	簡易			無臭	簡易	
4 月末	269	193	211	673	447	345	437	1,229
5 月末	267	191	209	667	443	341	436	1,220
6 月末	266	190	207	663	443	336	432	1,211
7 月末	266	189	206	661	443	335	430	1,208
8 月末	262	189	206	657	436	333	430	1,199
9 月末	261	188	205	654	432	332	428	1,192
10 月末	260	187	205	652	428	329	429	1,186
11 月末	257	187	201	645	422	329	422	1,173

表 2

調定日	調定金額及び収入金額 (同額)				納入日
	普通便槽	特殊便槽		合計	
		無臭便槽	簡易便槽		
5 月 13 日	98,340 円	114,500 円	174,800 円	387,640 円	5 月 25 日
6 月 12 日	97,460 円	113,220 円	174,400 円	385,080 円	6 月 22 日
7 月 15 日	97,460 円	111,920 円	172,800 円	382,180 円	7 月 28 日
8 月 10 日	97,460 円	111,500 円	172,000 円	380,960 円	8 月 21 日
9 月 14 日	95,920 円	111,060 円	172,000 円	378,980 円	9 月 29 日
10 月 13 日	95,040 円	110,640 円	171,200 円	376,880 円	10 月 22 日
11 月 5 日	94,160 円	109,780 円	171,600 円	375,540 円	11 月 17 日
12 月 10 日	92,840 円	109,780 円	168,800 円	371,420 円	12 月 18 日
合計	768,680 円	892,400 円	1,377,600 円	3,038,680 円	

上記調定額及び調定時期並びに収納手続き等監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 し尿収集運搬手数料収納事務委託料

予算現額	支出済額 (12 月末現在)
3,600,000 円	2,400,000 円

- 着 眼 点
- ①委託の内容は適切か。また、委託相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
 - ③委託料の支出は適正に行われているか。

本委託料については、し尿収集運搬業務と併せての委託契約となっており、平成12年7月1日より随意契約を行っている。委託契約先及び選定方法並びに委託料の算定根拠については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び同法施行令第4条の規定に基づき、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を私人に委託する場合、予定価格の設定は法令の要求するところでないとするが、「委託業務を遂行するに足りる額（廃棄物処理法施行令第4条第5号）の算定が必要となる」とあり、過去のし尿収集運搬に伴う年間排出量の推移や、非水洗化・水洗化世帯数及び人口の推移並びに本年度における業者経費の状況等を参考に委託料を算定するとともに、業者選定については、従前から許可業者として実績があり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第1号から第3号に規定する基準に適合し、経験実績が豊富な下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結している。

この業務委託について、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類及び支出に伴う手続き等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契約業者名	株式会社 中尾清掃
契約年月日	平成27年4月1日
業務履行期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
契約保証金	高石市契約規則第46条第8号の規定により免除
契約金額	月額 300,000円

執行月	支出命令日	支払日	金額(円)
4月分	5月1日	5月22日	300,000
5月分	6月3日	6月23日	300,000
6月分	7月1日	7月22日	300,000
7月分	8月3日	8月21日	300,000
8月分	9月1日	9月18日	300,000
9月分	10月1日	10月23日	300,000
10月分	11月1日	11月20日	300,000
11月分	12月1日	12月22日	300,000
合計			2,400,000

【人権推進課】

(歳入)

監査項目 (府委託金) 人権啓発活動地方委託金

予算現額	調定額	収入済額 (12 月末現在)
350,000 円	350,000 円	350,000 円

- 着 眼 点
- ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。
 - ③調定の時期及び手続きは適正か。

法務省は、人権教育及び人権啓発の推進に関する事業のうち、「人権啓発活動地方委託事業」として、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保するため、地方公共団体に対し、“地域人権啓発活性化事業”等を委託して実施している。

大阪府は、法務省から委託を受けた啓発活動に関し、人権啓発活動委託要綱（以下、「要綱」という。）を設け、市町村に対し事業の“再委託”を実施しており、本市においては、平成 19 年度から再委託による“地域人権啓発活性化事業”として『「人権の花」運動』を受託し、市内 7 小学校にて事業を実施している。

『「人権の花」運動』は、主に小学生を対象とした啓発運動で、学校に配布した花の種子・球根などを、児童が互いに協力しながら「人権の花」として栽培することによって、協力することの大切さを生きた教育として学び、やさしさや相手への思いやりの心を育み、生命の大切さを実感する中で人権尊重の精神を身につけてもらうことを目的として実施している。

本委託金は、事業を実施するにあたり、要綱第 10 条の規定に基づき、実施計画書に掲げた事業予算を委託費として概算払い請求により歳入措置を行ったもので、積算内訳、調定手続き等は以下のとおりである。

積算内訳 (円)	
花の球根購入費	95,550
プランター購入費	48,790
培養土購入費	82,110
肥料購入費	17,850
立て札購入費	14,840
鉢セット購入費	61,600
人権啓発物品購入費 (人権啓発DVD)	29,400
合 計	350,140

請書提出日 平成27年4月1日
 概算払請求額 350,000円
 調定日 平成27年4月1日
 収納日 平成27年6月17日

事業終了予定は平成28年3月31日とし、事業終了後は要綱第12条の規定により、人権啓発活動委託費精算書に人権啓発活動実施報告書等の必要書類を添えて精算する予定であり、決裁行為書及び関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 人権啓発・人材養成事業に関する市町村分担金

予算現額	支出済額(12月末現在)
285,000円	246,000円

着 眼 点 ①分担金の算出は、合理的な基準により行われているか。
 ②分担金の支出は適正に行われているか。

大阪府が実施する「人権相談・啓発等事業」のうち、人権教育や啓発を企画・支援する事業、その他人権意識の高揚を図るための事業、並びに人権施策の推進及び人権に関する相談業務等に従事する職員等の養成に関する事業については、「人権啓発・人材養成事業」として、大阪府と府内市町村が共同事業として取り組むものと位置づけされている。

当事業に関し、大阪府と府内市町村は、受益の限度において負担する費用等について定めるため、協定書を締結している。

府内市町村の負担する分担金の総額は、大阪府が事業を委託する事業者との事業実施年度における契約金額に0.5を乗じて得た金額(※1)とし、当分担金は、当該事業に関する協定書第4条に基づき、直近の標準財政規模を基準として、端数処理等による調整のうえ、大阪府市長会及び大阪府町村会の人権部長会議において協議し、通知される。(※1)平成27年度分担金計算基礎額は、11,616千円)

算出方法は、下記部分抜粋のとおりであり、標準財政規模に応じて13(※2)に区分分けされ、区分ごとに算出した分担割合により算出しているもので、その分担割合は全体で「1」となるように算定されており、合理的な基準によるものと認められる。(※2)区分数は年度により変更される。)

また、支出手続き等は、以下のとおりであり、決裁行為書、契約書、支出関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

支出負担行為日 平成27年5月1日
 支出年月日 平成27年5月29日
 支払額 246,000円

団体名	標準財政規模による 算出区分	平成 25 年度標準 財政規模 (百万円)	分担割合	平成 27 年度 分担金額 (千円)
泉大津市	125 億円～170 億円	16,576	0.02122430741733	246
柏原市		14,492		
交野市		14,238		
藤井寺市		13,339		
泉南市		12,792		
高石市		13,222		